問2:私は、配送センターでアルバイトをしており、先日、大型冷蔵庫を積み込む際、2人で積み込もうとした際に、相手が手を滑らせ、冷蔵庫を私が1人で支える形となり、腰を痛めてしまいました。現在在治療していますが、このような場合、労災の適用になるでしょうか。

【回答】

災害性の原因による腰痛には、業務遂行中の転落や転倒等の負傷に起因するもののほか、突発的な出来事で急激な力の作用による内部組織(特に筋、筋膜、靱帯等の軟部組織)の損傷を引き起こすようなものに起因して発症する場合もあり、このような腰痛が、労災補償の対象として取り扱われるためには認定基準(昭 51・10・16 基発第 750号)が示されており、次に示す認定要件を満たす必要があります。

- 1. 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、業務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められるものであること。
- 2. 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往症若しくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。

1. の要件は、腰部が常に体重の負荷を受けながら屈曲、伸展、回旋等の運動を行っており、労働に際して何らかの原因で腰部に通常の運動とは異なる内的な力が作用して、いわゆる「ぎっくり腰」等の腰痛が発症する場合があるので、単に業務遂行中ということだけでなく、災害性の原因が存在することを必要としているものです。

その事例として、重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を 2 人がかりで運搬する最中にそのうちの 1 人が滑って肩から荷をはずしたりしたような事故的な事由により、瞬時に重量が腰部に負荷された場合があります。

ご質問のケースは、大型の冷蔵庫という重量物の運搬中のことですし、前記の事例 に近いので業務上と認められる可能性が高いと考えられます。